

日向市権現原浄水場更新事業

募集要項等に関する
質問への回答

令和8年9月

日向市上下水道局

募集要項 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	6	3	(2)	オ	事業期間	調査及び詳細設計において、入札時点では合理的に予見できなかった状況や事象等が判明し、事業期間に影響を及ぼす場合は、事業期間の変更を含む契約変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	6	3	(2)	カ	事業スケジュール	1系の供用開始時期の記載がありますが、これは契約義務ではないとの理解で良いでしょうか。	契約義務とします。
3	6	3	(2)	カ	事業スケジュール	全工事完了時期が令和21年3月31日になっていますが、権現原浄水場2系の水道事業としての供用が令和21年4月1日にできれば、令和21年4月1日以降であっても関連工事を行ってもよろしいでしょうか？	合理的な理由がなければ令和21年3月31日完了としてください。
4	7	5	(2)	イ	技術対話	技術対話の際に事業者が用意する資料に指定はあるのでしょうか？	指定はありません。
5	8	5	(3)	ア	事業スキーム	図3において、応募グループと市とで「設計及び建設工事請負契約」を締結予定と記載がありますが、前回実施方針質問回答No.15にご回答いただいた通り、基本協定・基本契約等があった場合においても、協力企業は含まれないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	8	5	(3)	ア	事業スキーム	「協力企業は、JVに入らない建設企業(建築・電気)は必須とし、JVからの1次下請け企業(地元企業)も含むものとする。」との記載がありますが、前回実施方針質問回答No.16にご回答いただいた通り、JV構成企業の1次下請企業を全て「協力企業」と呼称するのではなく、1次下請企業の中から任意に「協力企業」とする企業を選定し、提案書提出時に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	8	5	(3)	ア	事業スキーム	「協力企業はJVからの1次下請け企業(地元企業)も含むものとする。」との記載がありますが、「地元企業」に関する協力企業の提示はプロポーザル参加表明書への記載ではなく、提案書提出時に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、構成企業に建築・電気企業が入らない場合は、建築・電気企業のプロポーザル参加表明書への記載をお願いします。
8	9	5	(3)	イ	⑧ 地元企業	地元企業の工種、業態の制限はありますか	制限はありません。
9	9	5	(3)	イ	⑩ 応募者の構成等	⑩「応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない」とありますが、前回実施方針質問回答No.23にご回答の通り、協力企業は他の応募グループにも参加出来るとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	11	5	(3)	ウ(ウ)	④ 設計業務を行う企業	④要求される設計実績について 前回要求水準書(案)に対する質問回答No.25において、設計企業に求める実績要件は「浄水能力3,000m ³ /日以上」と回答されています。本項に規定する設計実績についても、同様に「浄水能力3,000m ³ /日以上」と理解してよいでしょうか。	設計業務を行う企業に対して、企業としての実績は13,000m ³ /日以上、管理技術者としての実績は3,000m ³ /日以上を求めています。
11	12	5	(3)	ウ(エ)	④ 土木工事を行う企業	④において配置する主任技術者又は監理技術者の資格要件は、法26条1項に規定する資格があればよい、との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	12	5	(3)	ウ(エ)	④ 土木工事を行う企業	④において配置する主任技術者又は監理技術者は、資格要件が同等以上の者であれば、交代が可能でしょうか？	配置技術者については、原則として途中交代は行わないこととします。 ただし、本事業は長期間にわたる事業であることを踏まえ、本市と事前に協議の上、本市が承認した場合に限り、交代を認めることがあります。
13	12	5	(3)	ウ(エ)	④ 土木工事を行う企業	工期途中での主任技術者及び監理技術者の交代は可能でしょうか	No.12を参照
14	12	5	(3)	ウ(カ)	④ 建築工事を行う企業	④において配置する主任技術者又は監理技術者の資格要件は、法26条1項に規定する資格があればよい、との認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

募集要項 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
15	12	5	(3)	ウ(カ)	④ 建築工事を行う企業	④において配置する主任技術者又は監理技術者は、資格要件が同等以上の者であれば、交代が可能でしょうか？	No.12を参照
16	12	5	(3)	ウ(カ)	④ 建築工事を行う企業	④において配置する主任技術者又は監理技術者の専任期間は、全体工事期間の中の建築工事期間のみとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
17	12	5	(3)	ウ(カ)	④ 建築工事を行う企業	工期途中での主任技術者及び監理技術者の交代は可能でしょうか	No.12を参照
18	13	5	(3)	ウ(キ)	④ 電気工事の配置技術者に関して	④電気企業が協力企業として参画する場合、電気工事の有資格者は貴市と契約関係にある応募グループのJVを構成する企業(構成員)からの配置が必要となるという考えで宜しいでしょうか。	募集要項に定める電気工事を行う企業としての参加資格要件を満たすとともに、電気工事の施工期間中、建設業法その他関係法令に基づき必要となる主任技術者又は監理技術者を配置してください。
19	13	5	(3)	ウ(キ)	④ 電気工事の配置技術者に関して	④電気企業が協力企業として参画する場合、JVからの下請企業として建設業法に則った配置技術者を配置すればよいという理解で宜しいでしょうか(主任技術者、非専任、非常駐)。	No.18を参照
20	12、13	5	(3)	ウ (イ)(オ)(カ)(キ)	④ 建設工事を行う企業の技術者配置	④建設工事(土木・建築・水道・機械・電気)の配置技術者の専任は現場施工期間のみとし、工場製作期間、及び調査・設計期間は専任を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	概ねご理解のとおりです。 具体的な専任の要否及び配置期間については、各工事の施工内容・工程、契約関係及び関係法令に基づき判断してください。
21	12、13	5	(3)	ウ (イ)(オ)(カ)(キ)	④ 建設工事を行う企業の技術者配置	④長期間にわたる工事のため、建設工事(土木・建築・水道・機械・電気)の配置技術者は途中交代が可能との理解でよろしいでしょうか。	No.12を参照
22	12、13	5	(3)	ウ (イ)(オ)(カ)(キ)	④ 建設工事を行う企業の技術者配置	④プロポーザル参加資格確認審査時においては、配置予定技術者の氏名を提示する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	13	5	(4)	ア	提案上限額	提案上限額は、物価上昇等による変更はあるのでしょうか？	提案上限額については、募集要項に示す金額から変更する予定はありません。 したがって、応募者においては、募集要項に定める提案上限額の範囲内で提案してください。
24	14	6	(2)	ア(イ)	受付期間	今回の質疑回答、資料閲覧又は現地調査実施後に新たに質疑が発生した場合、質問を受け付けて頂けないでしょうか	参加資格を有すると認められた応募グループについては、技術提案書の作成に当たったの不明点等を確認するため、技術対話を実施します。 資料閲覧又は現地調査を踏まえて生じた技術的な確認事項については、「技術対話事前質問書(様式Ⅰー6)」により提出してください。
25	16	6	(3)	エ	技術対話	技術対話は応募グループが希望すれば、2回までは必ず実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	17	6	(4)	ア	資料の閲覧	本事業の「基本設計報告書」は、報告書本文に加え、基本設計図面、各種検討資料その他の関連成果品を含め、資料閲覧時に閲覧可能な資料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	閲覧可能な箇所を整理し閲覧資料として公表します。
27	17	6	(4)	ア	資料の閲覧	閲覧可能な資料の中に書かれている事実を把握できなかったことによるトラブルのリスク負担は、閲覧資料が公告資料ではないことから、協議事項と考えてよろしいでしょうか？	閲覧資料が公告資料ではないことのみをもって、本市の負担又は協議事項となるものではありません。 個別の事象が発生した場合のリスク負担及び対応については、設計及び建設工事請負契約書(案)及びリスク分担表の定めに基づき、内容に応じて協議します。
28	17	6	(4)	ア(ア)	実施期間	実施期間中であれば複数回の実施は可能でしょうか	資料閲覧及び現地調査については、実施期間中であれば、複数回の実施を希望することは可能です。
29	18	6	(4)	ア(オ)	③ 留意事項	(オ)③において、「資料閲覧時に、申出があれば、資料の一部電子データを収納したデータディスクを提供し、その場で複製することは可能とする。」とありますが、基本設計資料のCADデータの提供は可能でしょうか？	閲覧可能な箇所を整理し閲覧資料として公表します。

募集要項 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
30	23	8	(5)	ウ	モニタリングの内容	モニタリング、セルフモニタリングの回数はどの程度を想定されているのでしょうか？	回数については実施計画を提出いただき、計画を基に協議させていただきます。
31	別紙1				リスク分担表1/4 共通_制度関連_許認可等	許認可の遅延について、許認可担当部署の担当者が変わったことにより、方針変更があった場合のリスクの負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
32	別紙1				リスク分担表2/4 共通_費用_物価変動	事業期間中の物価変動について、契約協議において具体的な精算方法を議題として設定し、合意事項を契約条件として決定頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	別紙1				リスク分担表2/4 共通_費用_物価変動	事業期間中の物価変動について、対価の改定の基準日を、令和8年6月29日付の内閣府からの通達「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更等について」に基づき、予定価格の算出日にて設定頂けるよう願います。	本事業における物価変動に伴う対価の改定に係る基準日は、提案審査に関する書類の提出日とします。
34	別紙1				リスク分担表2/4 共通_費用_物価変動	事業期間中の物価変動について、長期にわたる事業となることから、1系、2系、管理棟等施工エリアごとに設計書を分割し、それぞれに基準日を設ける方式を採用願います。	本事業は、段階的な施設整備を長期間にわたり実施するものであることから、詳細設計及び施工工程を踏まえ、施工区分ごとの工事費内訳等を整理することを想定しています。 物価変動に伴う請負代金額の変更については、適切に取り扱うこととします。
35	別紙1				リスク分担表2/4 共通_費用_物価変動	事業期間中の物価変動について、見積品に対する変動を、令和8年6月29日付の内閣府からの通達「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更等について」の通り、相見積等での再積算を採用願います。	本事業における物価変動に伴う請負代金額の変更については、全体スライド方式により対応することを予定しています。
36	別紙1				リスク分担表2/4 共通_費用_物価変動	物価変動について、公告から事業期間までの物価変動のリスク負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか？	本事業における物価変動に伴う対価改定の基準日は、提案審査に関する書類の提出日とします。 提案審査に関する書類の提出日以後の物価変動については、所定の要件を満たす場合に請負代金額の変更を行うこととします。
37	別紙1				リスク分担表4/4 工事_用地	提案時点では試掘調査等による埋設状況の確認ができないため、既設図書及び現地確認結果に基づき計画するものと考えています。契約後の現地調査又は試掘調査等により、既設図書から合理的に想定できない埋設物(埋設配管、埋設配線、既設構造物等)が確認され、仮設計画、施工方法又は施設計画の変更が必要となった場合は、リスク分担表における「予見が不可能な地下埋設物」に該当し、内容に応じて変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	別紙1				リスク分担表4/4 工事_用地	「既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの」とありますが、あらゆる地下埋設物等の存在を正確かつ具体的に予見して把握することは不可能であるため、契約の時点で正確かつ具体的に予見して然るべきであったという特別な事情がある場合に限り、予見が可能にあたるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	別紙1				リスク分担表4/4 工事_用地	用地のリスク内容中、「既存資料」に該当するものを具体的にご教示下さい	閲覧資料などの内容が該当します。
40	別紙1				リスク分担表4/4 工事_工事費増大	工事費増大のリスク内容中、「市の提示条件」に該当するものを具体的にご教示下さい	現段階では想定していません。
41	別紙1				リスク分担表4/4 工事_工事費増大	アスベストやPCB等の処置のための工事費増大のリスク負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

別紙様式2-2

要求水準書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	7	2	(2)	カ(イ)	対象施設	更新対象施設について、既設施設との取合い範囲が明確ではありません。提案条件統一のため、更新対象設備と既設施設の工事範囲及び取合点を示す図面等をご提示ください。	提案によって相違するため、事業者側で判断してください。詳細については受注後の協議とします。
2	9	2	(2)	カ(イ)	表2-2 対象施設の概要(新設施設)	場内配管において、「既設3系洗浄水の供給に影響が生じないように整備する洗浄用配管・減圧設備」について、入札時点の設計及び積算条件として、以下をご教示ください。 ・既設3系洗浄水の対象設備、必要水量及び必要水圧 ・既設3系送水管からの分岐位置並びに洗浄用配管・減圧設備の工事範囲 ・既設設備の流用範囲及び改造範囲 ・洗浄用配管・減圧設備に関連して事業者が実施すべき電気計装設備、土木・建築設備及び埋設配管工事の範囲	基本設計を提示しますので、ご確認ください。
3	10	2	(2)	カ(イ)	表2-3 対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	「底盤の残置を見込んでいる構造物において地耐力の不足等により撤去が必要と判断された場合は変更協議の対象とする。」とありますが、これは撤去施設の底盤を新設施設の基礎として利用する提案として、建設工事段階での現地調査により地耐力が不足すると判断された場合には、底盤撤去費用及び設計変更費用などが変更協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	10	2	(2)	カ(イ)	表2-3 対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	既設3系次亜塩素素注入設備の移設にあたり、既設配管は原則として流用可能との理解でよろしいでしょうか。なお、更新又は改造を前提としている既設配管がある場合は、その対象箇所及び範囲をご教示ください。	既設配管はありません。
5	10	2	(2)	カ(イ)	表2-3 対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	概要において、「本事業にて撤去を行う。ただし、底盤については岩着が確認され、撤去が困難な場合は残置可とする。」とありますが、岩着の確認は、過去の図面や施工記録において確認できれば、岩着とみなせるのでしょうか？	残置する場合は、必要な調査等を実施してください。その上で協議とします。
6	15	2	(2)	ク	事業スケジュール	「工事着手は、1系工事、2系工事の各設計完了後とする。」とありますが、詳細設計図書を1系工事、2系工事で分割することが可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	15	2	(2)	ク	事業スケジュール	全工事完了時期が令和21年3月31日になっていますが、権現原浄水場2系の水道事業としての供用が令和21年4月1日にできれば、令和21年4月1日以降であっても関連工事を行ってもよろしいでしょうか？	全ての工事が令和21年3月31日に完了するものとしてください。
8	17	2	(2)	ケ	図2-5 工事可能用地範囲図	本図と別紙2の用地形状が異なるように見受けられます。どちらを正と理解すればよいかが教示ください。	別紙2が正式な測量図・用地境界図となりますが、用地境界については現況との乖離がありますので現況敷地(構造物)の範囲内(図2-5に示す範囲)を目安としてください。
9	21	2	(3)	ウ(イ)	建設業務	配置する技術者は、資格要件が同等以上の者であれば、交代が可能でしょうか？	配置技術者については、原則として途中交代は行わないこととします。ただし、本事業は長期間にわたる事業であることを踏まえ、本市と事前に協議の上、本市が承認した場合に限り、交代を認めることがあります。
10	21、22	2	(3)	ウ(イ)	水道施設工事	現場施工のうち、何の工事が「水道施設工事」に該当するでしょうか。Ex)屋外の配管敷設工事、浄水施設の建屋内の配管工事、等	工事区分は、提案内容、詳細設計、施工範囲及び施工方法を踏まえ、建設業法その他関係法令に基づき適切に整理してください。
11	23	2	(3)	エ(ア)	本市によるモニタリングの実施	モニタリングの回数ほどの程度を想定されているのでしょうか？	回数については実施計画を提出いただき、計画を基に協議させていただきます。
12	24	2	(4)	イ(ア)	施設能力	更新期間中に必要とする計画送水量の条件がございましたらご教授願います。	26,200m ³ /日以上を確保してください。

要求水準書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
13	25	2	(4)	イ(イ)	表2-9 計画原水水質及び浄水要求水質	前回要求水準書(案)質問回答No.34において、表2-9の浄水要求水質については試運転時点で確認するとの回答を得ています。したがって、本事業における要求機能の確認は、新設1系及び新設2系それぞれの引渡し前に実施する試運転において、その時点の原水水質を対象として、表2-9の浄水要求水質を満足することを確認することによいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	25	2	(4)	イ(イ)	表2-9 計画原水水質及び浄水要求水質 別紙4 既往水質試験結果	表2-9に示される計画原水水質及び別紙4に示される既往水質試験結果(原水・浄水実績値)について、提案設計にあたっては、別紙4に示される実績値及びその出現頻度を踏まえ、合理的な施設計画を行うものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	26	2	(4)	イ(ウ)	耐震性能	土木構造物の要求性能は、「レベル1地震動に対して 使用性、レベル2地震動に対して復旧性」を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	26	2	(4)	イ(ウ)	表2-10 耐震性能	機電設備について、耐震性能「耐震クラスS」、準拠資料「水道施設耐震工法指針・解説」と記載されています。当該指針における「重要度による設備分類(Ⅱ参考資料編 表-参6-1.1)」に基づき、設備ごとの重要度に応じた耐震クラスを設定可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	28	3	3-1	(3)	浄水処理方式	粉末活性炭の注入点について、要求性能及び維持管理性を満足することを前提に、事業者提案による変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	29	3	3-2	(1)イ	①a) 測量調査	「既存の測量調査結果等は本市より提供する」とありますが、資料閲覧時にCADデータの提供は可能でしょうか？	CADデータを提供します。
19	29	3	3-2	(1)イ	①c) 埋設物調査	要求水準書に「既設導水管、連絡管の埋設位置、埋設深さ、管種、管径、継手位置等を把握するために必要な管路すべてについて試掘調査を行う。試掘箇所は事業者提案による。また既設の場合内配管図を作成すること」とあります。埋設物調査における要求水準書に関して、以下をご教示ください。 ・試掘箇所数について、発注者が想定している標準的な数量はありますでしょうか。 ・試掘深さについて、想定している深さ(標準的な施工条件)がありましたらご教示ください。	試掘箇所数について、本市が想定する標準的な数量は設定していません。また、試掘深さについても、一律の標準的な施工条件は設定していません。試掘調査は、既設の場合内配管図を作成するために必要な情報を取得できるよう、適切な調査計画及び施工方法を提案してください。
20	29	3	3-2	(1)イ	①e) 土壌汚染調査	土壌汚染の恐れがある場所の調査(地歴調査)は既に済んでいるのでしょうか？	本市において、土壌汚染に関する地歴調査は実施していません。
21	29	3	3-2	(1)イ	② 説明会	工事実施に関する近隣住民対応については事業者が行うものとする。ただし、本市が行うべきと考えるものは除く。とありますが、その行うべきとの考えの基準はどういったものでしょうか？	個別の事案ごとに、事業者と本市で協議の上、対応するものとします。
22	32	3	3-2	(2)ア	③ 各種申請書類等の作成補助	変更認可申請書(届出含む)は、粉末活性炭注入設備が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	36	3	3-2	(2)イ	表3-2 ③ 水処理プラント設備	f) 使用機材の規格及び認証要件について 前回要求水準書(案)質問回答No.50、51、82及び93において、JWWA規格品又はJIS規格品以外であっても、同等の性能・品質を有する国内外規格品又は同等品の採用が可能である旨の回答が示されています。については、要求性能を満足し、同等の性能・品質を有することを確認できる製品・材料であれば採用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	37	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ① 粉末活性炭処理設備	粉末活性炭注入後の滞留時間については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、根拠を提示してください。
25	37	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ① 粉末活性炭処理設備	b)において、ウェット炭を使用することとされていますが、g)及びh)に記載される貯蔵槽に関する要求事項は、ウェット炭をフレコンバッグで受入・保管する場合には適用対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
26	37	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ① 粉末活性炭処理設備	f)に示される必要最低貯蔵日数については、当該日数分のウェット炭を収納したフレコンバッグを保管可能なスペースを確保することで、要求を満足するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	37	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ② 取水ポンプ 設備	「将来的に1系沈砂池から取水能力を増強(1台分の予備機能を確保)する」とは具体的にどのような施工内容かご教授願います。 また、その施工は貴市が実施される認識で宜しいでしょうか。	将来的に1系沈砂池から新浄水施設に揚水しますので、その場合に接続できるよう、配管に分岐を設けてください。 増強工事の施工は本事業外とし、別途、本市が実施します。
28	39	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑧ 浄水池	省スペース化を目的として、浄水池の必要滞留時間に後塩素混和池分の容量も含めても問題ないでしょうか。※後塩素混和池は浄水池で十分な混和時間を確保しているため、機能的には問題ないという考えです	問題ありません。
29	40	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑩ ポンプ施設	b)予備機について 前回要求水準書(案)質問回答 No.59において、送水ポンプ設備については配水池ごとの専用予備機を設けず、共通予備機とすることが認められています。ついでには、要求水準書において予備機の設置が求められているその他の機械設備についても、要求性能及び信頼性を確保することを前提として、共通予備機の考え方を適用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	41	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑪ 薬品注入設備	g)及びh)において、貯蔵槽は2槽以上とし、槽容量は必要最低貯蔵日数を考慮して決定することとされています。 必要最低貯蔵日数の確保については、設置する貯蔵槽(2槽以上)の合計有効容量が当該日数に相当する容量以上であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	42	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	①a)について、自家発電設備は本事業の対象外とされていますが、更新後の施設について、停電時に既設自家発電設備により運転継続を求める設備及び負荷範囲をご教示ください。	3系の事業廃止までは送電を維持しつつ、基本的には本事業対象の1、2系施設を対象とします。 排水処理設備は排水、床排水ポンプ程度を対象としてください。
32	42	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	①a)について、既設自家発電設備の容量との関係上、対象設備の全負荷同時起動が困難となる場合は、順次起動や優先負荷を考慮した運転計画により対応することを前提としてよろしいでしょうか。	左記の対応を前提として構いません。 具体的な内容は、契約後の協議によるものとします。
33	42	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	①a)において「点検時等においても施設稼働が可能となるよう停電区分等を検討し、必要な系統化や分割化を図ること。」との記載がありますが、前回要求水準書(案)質問回答No.61にご回答の通り、この場合の「施設稼働を可能」は「給水に影響を与えない」という意図であり、点検等による停電対応により一部の施設が一時的に停止することを妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	43	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	②i),⑤h),⑦k)において「避雷対策を行うこと」との記載がありますが、前回要求水準書(案)質問回答No.62にご回答の通り、対策の対象及び内容については事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	43	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	②j)において「主要な配電回路の消費電力の確認が行えるようにすること。」との記載がありますが、前回要求水準書(案)質問回答No.62にご回答の通り、対象とする「主要な配電回路」については事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	44	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	⑥c)において「各系列設備に水質監視カメラを設置すること」との記載がありますが、カメラ映像に関しては別途工事の中央監視設備には取り込まず、専用の監視端末を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	44	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	浄水監視水槽について、⑥c)では「処理水(薬注前)」、別紙10「水質試験室の付属品リスト」では「ろ過水」と記載されています。監視水槽の採水対象については、配水対象となる浄水(薬注後)を対象とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	別紙10「水質試験室の付属品リスト」に記載のとおり、ろ過水とします。

要求水準書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
38	44	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑫ 電気・計装設備	監視水槽は原水用(金魚等監視水槽)1槽及び浄水用(浄水監視水頭)1槽の計2槽を設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	45	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑬ 室内配管設計	管防護の設計における不平均力は、各管路の使用水压で算定してよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、設計時に協議をお願いします。
40	47	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑭ 場内配管設計	No.2排水樹が既設権現原浄水場2系の撤去工事等で支障となり、既設権現原浄水場3系の沈澱池排泥管を切回しする必要がある場合、既設権現原浄水場3系の沈澱池排泥時間など施工条件をご教授願います。	設計時の協議事項としますが、現状の沈澱池排泥は、1日3回、2箇所の排泥池からそれぞれ1分間で排泥を実施しています。
41	48	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑭ 場内配管設計	l) 埋設バルブ設置部の弁室について 手動弁については、維持管理上支障がないことを前提として、弁室に代えて弁筐及び弁筒による構造を採用可能との理解でよろしいでしょうか。	基本的には問題ありませんが、設計時に協議をお願いします。
42	48	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑭ 場内配管設計	t) 土中埋設管路部のフランジ継手について 「土中埋設管路部のフランジ継手は原則認めない」とありますが、当該要求は埋設直管部を対象としたものであり、埋設部に設置する弁類、流量計等の機器接続部におけるフランジ継手については、維持管理性及び更新性の観点から適用対象外との理解でよろしいでしょうか。	規格として、フランジしかない場合は、補強金具等で耐震性能の確保を前提にその限りではありません。
43	49	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑮ 建築物設計	管理棟上層会議室から場内を見渡すのは、雨天時見学に配慮し、屋上やバルコニではなく、室内窓からの見学としても問題無いでしょうか。	見学者がバルコニや屋上からの場内と地域景観への眺望を想定しています。バルコニや屋上に見学者を誘導しない場合は、室内窓から同程度の眺望が確保できることを求めます。
44	49	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑮ 建築物設計	①k) 人にやさしい福祉のまちづくり条例の適用範囲について 要求水準書において「管理・事務機能、会議室、便所」について条例に準拠することとされていますが、「管理・事務機能」に含まれる対象施設をご教示ください。	管理者・見学者が出入りする諸室を対象とします。 表3-4に示す管理棟内の水質試験室、職員事務室、統括室、作業員事務室、作業員控室、当直室、水質計器室、電気室、監視室(管理・事務機能の各室に接続する玄関・廊下・ホール含む)を想定しています。
45	50	3	3-2	(2)ウ	表3-4 ⑮ 建築物設計	電気室は13m×14mに対して90㎡程度、監視室は13m×7mに対して180㎡程度とされていますが、寸法と面積どちらが正でしょうか。	下記が正となります。 電気室は13m×14mに対して180㎡程度、監視室は13m×7mに対して90㎡程度。
46	50	3	3-2	(2)ウ	表3-4 ⑮ 建築物設計	表3-4に示す「ポンプ室」と、必要所室一覧(管理棟・送水ポンプ室)の内訳に記載されている「配管室」とは、同一の室を指し、送水ポンプ及びその周辺配管を設置する室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	51	3	3-2	(2)ウ	表3-4 ⑮ 建築物設計	作業員事務室等、表3-5付属品リストに対して室面積が過少と思われる室がありますが、室面積要求に対して過大とならないよう、配置できない付属品は倉庫等に収納するものとして、室面積を優先してよろしいでしょうか。	作業員控室の休憩用長机は4、パイプ椅子は8に訂正します。 その他対応可能な範囲で必要な付属品に応じた室面積の調整をお願いします。
48	52	3	3-2	(2)ウ	表3-5 ⑮ 建築物設計	更衣室のロッカー数量は、3人用を男女合計9個(計27人分)として計画して問題無いでしょうか。	下記が正となります。 3人用を男性用4個(12人分)、女性用1個(3人分)合計5個(計15人分) そのため、数量は「9」が誤りで、「5」に訂正します。
49	52	3	3-2	(2)ウ	表3-5 ⑮ 建築物設計	更衣室に記載の洗濯機や洗面台は、必要諸室その他の洗濯室等、別の室に配置してもよろしいでしょうか。	利用者の利便性を考慮した提案であれば、別配置も可とします。
50	53	3	3-2	(2)ウ	表3-5 ⑮ 建築物設計	表3-5付属品リストの部屋名と表3-4必要諸室一覧の主要室名について、仮眠室は宿直室、シャワー室は浴室という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 表3-5付属品リストを、「当直室、浴室」に訂正します。
51	63	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑯ 建築付帯設備設計	受信形態は、地上デジタル、110°CSと考えてよろしいでしょうか。またCATVの引込が可能であれば検討してもよろしいでしょうか。	受信形態は地上デジタルとします。 ただし、地域特性などでアンテナによる受信が難しい場合は、CATVの引込を検討してください。

要求水準書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
52	64	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑯ 建築付帯設備設計	LAN回線の設置意図としては、無線LAN設備を構築するという認識でよろしいでしょうか。	設計時の協議事項とします。
53	65	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑱ 撤去設計	b)杭の数量が判別できる資料を提示頂けますか	既設図面から想定してください。 試掘などの結果、数量が大きく変わる場合は、清算の対象とします。
54	65	3	3-2	(2)ウ	表3-3 ⑱ 撤去設計	d)図面の無い施設、設備の撤去は、事業者調査の後変更協議の対象となりますか	ご理解のとおりです。
55	71	3	3-2	(3)イ	①i) 工事全般	i) 浸出試験対象範囲について 前回要求水準書(案)質問回答No.94に関連しますが、本項の対象は配管、弁類、継手等の主要接液部材を対象とし、フランジ用ガスケット等の接触面積が著しく小さい部材については、省令における除外対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	71	3	3-2	(3)イ	①i) 工事全般	i) 浸出試験について 前回要求水準書(案)質問回答No.94に関連しますが、浸出試験適合の確認方法については、JWWA認証、第三者機関による既存試験成績書又はメーカーによる適合証明書等により適合性の確認が可能なものについては、それらをもって確認するものとし、本事業のために新たな浸出試験の実施は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	71、72	3	3-2	(3)イ	②b)、c) 業務の実施にあたっての留意事項	リスク分担表の定めに従い、事業者の責めに帰すべき事由によらない事象については、事業者が責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業者の責めに帰すべき事由によらない事象であることのみをもって、事業者が一律に責任を負わないものではありません。
58						要求水準書には、場内における工事用車両の安全誘導員および出入口における交通整理員の配置について記載がありません。これらの誘導員等の配置の要否について、ご教示ください	適切な安全管理を実施してください。
59	別紙3	3-6 ~3-8	-	-	地層想定断面図	場内の地層想定断面図のCAD図の公表はありますでしょうか。	別途公表します。
60	別紙5				配管フロー略図	新管理棟への給水について、給水元は「場内送水管からの分岐」又は「場外配水管からの引込み」のいずれを想定されていますでしょうか。	場内送水管からの分岐を想定しています。
61	別紙7				既存電気関係図	(6)対象機器リストの備考欄に「対象外」と記載のある電気設備に対して、仮設ではなく、機能追加が必要となる場合、同機能追加は本事業の対象範囲外と考えてよいでしょうか。	事業に必要な機能追加は、本事業の対象とします。
62	別紙7				既存電気関係図	(6)対象機器リスの備考欄に「別途更新」と記載のある電気設備、(7)中央監視制御設備修繕工事(別途工事)概要に記載されている機器について、本事業の提案検討によって機能追加が必要となる場合、同機能追加は本事業の対象範囲外と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

別紙様式2-2

事業者選定基準 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	6	5	(2)	ア	表2 技術提案内容の審査項目と配点	「2-2 施設設計に関する提案、④受変電設備計画」について、受変電設備は本事業の事業範囲外と理解しております。当該評価項目においては、受変電設備に限定した提案ではなく、本事業で整備対象となる電気設備に関する提案を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	5	(3)		価格評価点の算出	事業者選定基準において、価格評価点の算出に用いる評価基礎価格は「審査結果公表時に公表する」とありますが、ここでいう「審査結果公表時」とは、参加資格審査結果の公表時ではなく、最優秀提案者の選定結果公表時を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	7	5	(4)	ア	最低総合評価点	参加者が1者の場合の最低総合評価点について、「最低点600点」との記載がある一方で、「600点以下の場合は失格」と記載されています。総合評価点が600点の場合の取扱いについてご教示ください。	「600点未満の場合は失格」に修正します。

提出書類作成要領及び様式集 質問記入欄

No	頁/様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	4	2	(2)		表3 ⑧ 施設計画図面集	「※1:別途A3判見開き製本とすること」について、A4サイズ(A3をA4に折り込み)のファイルを「1+11部」に加え、別にA3判見開き製本を提出とのことでしょうか。また、その部数はどうなりますか。	施設計画図面集についてはA3判見開き製本のみ「1+11部」ご提出ください。
2	4	2	(2)		表3 ⑪ 提案書の電子データ一式	「※2:通して印刷できるようにすること及び通しページ番号を付すこと」について、当該対象は表3 提出書類の①～⑦との理解でよろしいでしょうか。また、通しページ番号については、各提出書類単位で「1-1、1-2、・・・」、「2-1、2-2、・・・」等の形式により付番することよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
3	4	2	(2)		表3 副本	提案書副本の匿名化について、匿名化の方法は該当箇所を黒塗りする方法、他の文字へ置換する方法等を含め、事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。また、匿名化の対象は表3に示される①～⑩の事項との理解でよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 電子データ(PDF)についても匿名化されたデータの提供をお願いします。
4	6	3	(2)	(オ)	PDFに変換したデータ	PDFデータについては可能な範囲でテキスト認識可能な形式とし、図面、模式図、図表内の文字等、データの性質上テキスト認識が困難な部分については、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式 Ⅱ-3				構成企業(地元企業)	「応募グループの企業一覧表」においては、構成企業となる企業のみを記載するものとし、協力企業として参加する企業(地元企業を含む)については記載不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、参加資格確認申請時点で協力企業が決定している場合は、可能な限り当該時点で記載してください。
6	様式 Ⅱ-5				応募グループより業務発注予定の協力企業一覧表(建築・電気)	構成企業により建築及び電気の応募資格要件を満たしている場合、地元企業を協力企業として活用する予定であるものの提案時点で未確定であるときは、「応募グループより業務発注予定の協力企業一覧表(建築・電気)」について「無し」と記載して提出してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 建築工事及び電気工事に係る参加資格要件を応募グループの構成企業により満たしている場合は、建築・電気工事を担当する協力企業を当該一覧表に記載する必要はありません。 この場合、「無し」と記載して提出することができます。
7	様式 Ⅱ-5				応募グループより業務発注予定の協力企業一覧表	建築、電気以外の工種および地元企業の記載は必要ないでしょうか	必要ありません。
8	様式 Ⅱ-5				応募グループより業務発注予定の協力企業一覧表	記載企業の変更は可能でしょうか	協力企業として記載した企業は、発注予定先であることから、変更が必要となった場合には変更を認めることがあります。 ただし、変更は安易に認められるものではなく、変更後の企業が担当業務に必要な資格、許可、技術者配置能力その他の要件を満たし、提案内容及び事業実施体制に支障がないことを条件とします。
9	様式 Ⅲ-1-1 ①				実施計画に対する提案	監理技術者を複数名記載しても宜しいでしょうか	複数名を記載していただいて差し支えありません。 なお、監理技術者を複数名記載すること自体は、評価の対象とはしません。 また、実績等の評価については一番評価の低い方を対象とする場合があります。 実際の配置については、関係法令及び契約の定めに基づき、各工事の施工期間に必要な技術者を適切に配置してください。
10	29/ 様式 Ⅲ-1-1 ①					余白を調整することは可能でしょうか？	業務概要、業務内容の記載スペースの調整は可とします。
11	32/ 様式 Ⅲ-1-1 ①					土木工事として配置を予定する監理技術者の施工管理実績表が評価対象となっています。監理技術者を交代する場合、ペナルティが発生する基準があればご教授ください。	監理技術者の交代について、現時点では、交代自体を理由とする減点、違約金その他の独自のペナルティは設定していません。

提出書類作成要領及び様式集 質問記入欄

No	頁/様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
12	33/ 様式 Ⅲ-1-1 ①					土木工事として配置を予定する監理技術者の工事成績表が評価対象となっています。監理技術者を交代する場合、提案書に書かれている工事成績以上の人物を交代要員として配置すればペナルティが発生しないのでしょうか？	No.11参照
13	様式 Ⅲ-1-2 ①				地域経済への貢献に関する提案	「地元企業への請負金額」について、提案段階では発注内容及び数量が確定していないため、金額は概算金額の記載でよいとの理解でよろしいでしょうか。また、提案価格内訳との完全な一致は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、提案段階における地元企業への請負金額については、発注内容及び数量が未確定であることを踏まえ、概算金額を記載することが可能です。ただし、記載する金額については、提案する業務範囲、施工計画及び提案価格内訳を踏まえ、合理的な根拠に基づくものとし、提案価格内訳と著しい乖離が生じないようにしてください。
14	様式 Ⅲ-6				要求水準チェックリスト	様式中の「参加者チェック」欄について、チェックマーク(✓)等による記載でよいかが教えてください。	チェックマークで問題ありません。
15	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	本事業では浄水場3系に関連する設備の一部も整備対象に含まれますが、動力費、薬品費、修繕費及び保守点検費は、1系及び2系の運用に関連する費用のみを計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	「2. 対象水量は水収支計算書によること」とありますが、維持管理費の算定に用いる対象水量は、様式Ⅲ-4-2②に記載の実運用水量20,000m ³ /日を条件とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	維持管理費用計画における動力費の算定について、電力料金は公募時点の九州電力(株)の電気供給約款により算定することとされていますが、提案者間の比較条件統一の観点から、昼間・夜間等の時間帯区分は考慮せず、単一の電力量料金単価を用いて算定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、前提となる単価を記入してください。
18	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	維持管理費用計画における動力費の算定について、既設施設の契約電力及び既存負荷との関係が不明であり、契約電力を統一的な条件で設定することが困難です。提案者間の比較条件統一の観点から、動力費は電力量料金のみを対象とし、基本料金は計上しないとの理解でよろしいでしょうか。	今回建設の対象となる施設の電力をベースとして基本料金の計上をお願いします。
19	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	維持管理費用計画における動力費の対象は、「着水井から浄水池の浄水運用及び日向市権現原浄水場2号及び3号配水池までの送水運用に係わる電気料金」とされています。動力費算定の対象には、洗浄排水池、返送ポンプ、排水処理設備等の排水処理系設備に係る電力使用量は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	今回建設の対象となる施設の電気料金は試算してください。
20	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	保守点検費について、各種法令等に基づく法定点検費用は計上対象外との理解でよろしいでしょうか。また、一般的に浄水場運転員が日常業務の範囲で実施可能な軽微な点検作業については、別途労務費を計上しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	保守点検費について、対象設備の範囲をご教えてください。特に、本事業で整備する水処理機械設備及び電気設備を対象とし、建築設備(換気空調設備、給排水衛生設備、消防設備、照明設備、EV設備等)並びに既設再利用する排水処理設備、受変電設備及び自家発電設備は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	維持管理費の算定に当たり、物価上昇は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	様式 Ⅲ-7-5				維持管理費用計画	本事業で2年分の予備品及び消耗品を納入することを踏まえ、これらの使用分については、修繕費又は保守点検費として計上しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

提出書類作成要領及び様式集 質問記入欄

No	頁/様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
24	様式 Ⅲ-9-2				年度別事業費	「3.その他」の計上対象となる費用をご教示ください。複数工種にまたがる費用や工事区分に整理しにくい費用は、「3.その他」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	共通				規定様式	公表された質問回答書の内容により、規定様式又は記載例の内容と整合しない箇所が生じた場合は、質問回答書の内容を優先し、事業者にて必要な修正又は追記を行ったうえで提出してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	共通				規定様式	公表されているオリジナルデータに誤記、年度の不整合その他明らかな記載誤りが認められる場合、事業者にて修正したうえで使用してよいとの理解でよろしいでしょうか。	公表データに誤記、年度の不整合その他明らかな記載誤りと思われる事項を確認した場合は、速やかに本事業に関する問い合わせ先へ連絡してください。本市において内容を確認し、修正が必要と判断した場合は、必要に応じて本市ホームページにおいて訂正内容を公表し、又はデータを更新します。応募者は、本市が公表した訂正内容又は更新後のデータに基づき、提案書類を作成してください。
27	共通					規定様式に記載されている提案の記載内容指示文については、提出時に削除可能との理解でよろしいでしょうか。（例えば、様式Ⅲ-1-1①における「本事業は～」等の説明文）	ご理解のとおりです。
28	共通					規定様式に含まれる表組（列幅、行高さ）の変更並びに提案内容記入時の文字装飾（フォントの変更、太字、網掛け等）の使用は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

設計及び建設工事請負契約書(案) 質問記入欄

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	1	1	4		総則	第12条(秘密保持義務)の規定は双方が義務を負う内容となっています。それとの整合を図るべく、本項も双方が義務を負う内容としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
2	2	1	14		総則	質問回答書等の間に齟齬がある場合の解釈の優先順位が規定されておりますが、モニタリング基本計画書が規定されておらず、契約約款、質問回答書等及びモニタリング基本計画書の間に齟齬があった場合、モニタリング基本計画書の優先順位は、どのように考えればよいかご教示下さい。	募集要項と同列とします。 なお、モニタリング基本計画書と募集要項との間に齟齬がある場合は、発注者に確認してください。
3	2	1	14		総則	質問回答書は各書類の質問回答が記載されたものですので、冒頭の「この約款並びに本事業に係る質問回答書、要求水準書、募集要項(疑義を避けるために付言すると、同書別紙のリスク分担表を含む。)及び提案書その他の提出書類の間に齟齬がある場合、」の部分は、「この約款(これに係る質問回答書を含む。以下同じ。)、要求水準書(これに係る質問回答書を含む。以下同じ。)、募集要項(疑義を避けるために付言すると、同書別紙のリスク分担表を含む。 また、これに係る質問回答書を含む。以下同じ。)及び提案書(これに係る質問回答書を含む。以下同じ。)その他の提出書類の間に齟齬がある場合、」としていただけないでしょうか。	原案どおりとします。
4	2	3	2		工程表及び請負代金内訳表	「特に契約で定めた場合は」について、「契約」とは、要求水準書等を指すとの理解でよろしいでしょうか。別に想定しているものがありましたら、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
5	2	4	4		単価合意書の締結	建設代金額の変更時の単価合意ですが、第2回以降の単価合意の単価を定めるための基準日はいつの時点となるかご教示下さい。	物価スライドによる建設代金変更の場合については、第37条を参照ください。 ただし、建設代金の変更が生じる場合は、37条以外にも想定されますので、その場合は、各契約条項に定め又は発注者・受注者間の協議によります。
6	2	4	5		単価合意書の締結	昨今の急激な物価高騰を鑑みて、基準時点は予定価格の算出時点を起点にさせていただくよう、ご検討の程、宜しくお願い致します。	原案どおりとします。
7	4	7	1		一括委任又は一括下請負の禁止	設計業務は、本業務の一部であるため、貴市の承諾があれば、設計業務の全部を委任又は下請負することは可能との認識でよろしかったでしょうか。	設計業務の主たる部分については、共同企業体の構成員である設計企業が自ら実施してください。
8	4	7 9	2 1		一括委任又は一括下請負の禁止 下請負人の通知	第7条第2項ただし書きでは、発注者に承諾を得なくとも本業務の一部を第三者に委託できる場合が定められていますが、第9条第1項では、そのような例外なく、発注者の承諾が必要とされています。 第7条第2項の規定が優先して適用されとの理解でよろしいでしょうか。	7条2項に該当する場合は、9条1項の承諾は不要です。
9	4	9	2		下請負人の通知等	下請負人は日向市内に主たる営業所を有する者の中から選定するが、一部の工種が該当すればよいとの認識でよろしいでしょうか？	全ての工種が該当します。
10	5	9の2	1		建設資材を市街から購入する場合 の通知等	建設資材を購入する相手先は日向市内に主たる営業所を有する者の中から選定するが、一部の材料が該当すればよいとの認識でよろしいでしょうか？	一部ではありません。
11	4	9の2			建設資材を市外から購入する場合 の通知等	第1項では、受注者の資材購入の相手方を市内に主たる営業所を有する者の中から選定しなければならないとされておりますが、第2では、市内に営業所を有しない者と資材購入の契約ができることが前提となっております。第2項との関係性から、第1項の「選定しなければならない」との実質的な意味は、市内事業者選定の「努力義務」との認識でよろしかったでしょうか。 仮に、第1項の市内事業者選定が努力義務ではなく義務の場合、相手方の自由な経済活動を制限し、不公正な取引方法として独占禁止法に抵触するおそれがあると思われそうですが、第1項の市内事業者選定が義務であった場合でも独占禁止法に抵触しないとする理由をご教示下さい。	9条の2第1項は、「選定しなければならない」と規定しているとおり、努力義務ではありませんが、ただし書において「正当な理由がある場合」には日向市内に主たる営業所を有する者以外から建設資材を購入することも許容されております。 したがって、事業者の権利を不当に制約するものではありません。

設計及び建設工事請負契約書(案) 質問記入欄

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
12	5	10	2		著作権の譲渡等	著作物には第12条で保護される秘密情報が含まれる場合があり、当該秘密情報が公表又は第三者に開示された場合には、受注者の競争上の地位が害されるおそれがあります。そのため、秘密情報を含む著作物を公表する場合及び第三者に開示する場合には、その対象について事前に協議の上、決定する取扱いとしていただくことは可能でしょうか。	ご懸念を踏まえ、成果物に秘密情報が含まれる場合で、かつ、受注者が公表の範囲及び方法について発注者との協議を希望する場合には、成果物の公表前に、協議を申し入れていただければ、公表の範囲及び方法について、誠実に協議いたします。
13	5	11	2		特許権等の使用	第1項と同様に、以下のような免責規定を設けていただけないでしょうか。 「ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、受注者は、発注者が被った損害及び支払った費用(弁護士費用を含むがこれに限られない。)を補償する責任を負わない。」	ご懸念を踏まえ、2項にもただし書を追記いたします。
14	6	12	3	1	秘密保持義務	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要としていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、3項1号を削除の上、1項に「ただし、弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令等に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合はこの限りでない。」との形で規定いたします。
15	6	12	3	3	秘密保持義務	「発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した」とありますが、「発注者と守秘義務契約を締結した」を意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	13	31			要求水準書等の変更	受注者が詳細設計完了後に発注者の承諾を得て要求水準書等を変更する場合は、工期又は請負代金額の変更等の対象としない旨規定されています。ここでいう受注者による変更には、関係機関協議、既設条件の判明又は発注者指示に伴い必要となる変更は含まれず、受注者都合による変更を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の事由のみをもって一律に判断するものではありません。発注者の指示、要求水準書等の不備又は予見困難な既設条件等に起因する変更は、第30条その他の契約条項に基づき、工期・請負代金額等を個別に判断します。一方、受注者の提案又は契約上受注者が負担すべき事項に起因する変更は、第31条ただし書の対象となります。
17	15	37	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	建設代金額とは設計費用も含んだ事業全体の金額との理解でよろしいでしょうか。	1条2項の定義のとおり「建設代金」とは建設業務に係る対価をいいますので、設計費用は含みません。
18	15	37	3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「物価指数等」について、具体的な指数をご教示下さい。	建設工事費デフレーターが想定されますが、協議により決定するものとします。
19	15	37	5		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	本契約書案の第37条5項に「製作機器費及び機器単体費についてはこの限りではない」とあります。国土交通省が標準案として公表している「公共工事標準請負契約約款」の第26条5項にはこの記載はございません。令和8年6月29日付の内閣府からの通達「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更等について」において「適切な物価指数の選択が難しい場合には、丁寧な検討として、相見積りや官積算、類似事業の支出単価の活用も考えられること」とあります。製作機器費及び機器単体費は事業費に占める割合も多く、昨今の物価高の中、長期間の物価影響を反映しないことは事業参画への重大なリスクとなります。製作機器費及び機器単体費についても、適切な指標、又は相見積りによる物価影響の反映を求めます。	原案とおりとします。 第37条第1項の要件を満たす場合には、同条第3項に基づき、物価指数等を用いて協議により建設代金額を定めるものとします。
20	15	37	9		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	直近の中東情勢問題による材料、燃料費等が大幅に上昇するような事象が発生し、第37条のいずれかにより代金の増額を行うことができる場合、その増額をするとか当初の第53条に定める支払限度額を超えることが想定される場合、第53条第3項に定めに従い、支払限度額の変更いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動等により第37条に基づく建設代金額の変更が行われる場合、支払限度額については、第53条第3項に基づき、予算上の都合その他の必要性を踏まえ、変更の要否を検討します。
21	16	40	3		第三者に及ぼした損害	1行目の「第三」は「第三者」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
22	21	48	13		前金払及び中間前金払	契約書の定めに従って支払いが行われない場合、資金計画をはじめ、受注者の事業運営に大きな影響を及ぼすおそれがあります。本項により減額又は不払いをご検討をなされる場合、事前に受注者と協議の機会を設けていただけないでしょうか。	ご懸念を踏まえ、同項により減額又は不払を決定する前には、受注者との間で協議を行うことといたします。

設計及び建設工事請負契約書(案) 質問記入欄

No	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
23	22	52	1		部分引渡し	指定部分について、要求水準書3-2(3)イ③b)の1系施設の引渡しが該当するとの理解でよろしいでしょうか。 その他該当箇所があればご教示いただけないでしょうか。	ご認識のとおり、1系施設が該当します。
24	24	58	1		契約不適合責任	第58条(契約不適合責任)においては、契約不適合の対象が「成果物」とあり、第70条(契約不適合責任期間等)においては、契約不適合の対象が「設計成果物」又は「建設成果物」となっております。「設計成果物」及び「建設成果物」以外の成果物についても、契約不適合責任期間等も第70条が適用されるとの認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

モニタリング基本計画書 質問記入欄

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	4	2	(2)	ア	②工事業務のモニタリング	モニタリングは、要求水準書や契約内容等の履行状況の確認を行うことが基本的な目的と思料しますが、表2のNo.8Iに示す書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)にて、どのような確認を想定されているかご教示ください。	事業が長期にわたるため、構成企業の財務状況を確認するために提出をお願いします